

高岡市包括管理業務委託に係る公募型プロポーザル 質問書回答

No.	資料	頁	該当箇所	質問内容	回答
1	実施要領	6	8 参加申込書等の提出	(3) 提出書類について、オ・カ・キについても、コピーの提出でよろしいでしょうか。	原本の提出をお願いします。
2	実施要領	7	9 企画提案書等の提出	(3) 提出書類 イ 企画提案書別紙について、参加事業者が特定できる内容は記載しないとありますが、正副ともに「代表企業」「構成企業」といった表記を用いる形でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施要領	8	10 企画提案書別紙の作成要領	〔企画提案書別紙の構成〕 8 市内事業者等との協力体制・活用方法等について、「現行水準と同等かそれ以上の水準で活用するための具体的な提案」とありますが、現行の市内業者活用率についてお示ください。 ※保守管理・修繕とも。且つ件数・金額ともに。	市内事業者の活用率について、提供を希望する事業者は、電子メールでチェンジ推進課までお問合せいただければ、回答させていただきます。 ※参加検討及び企画提案書等の作成にのみ使用することとし、第三者に譲渡しないこと、本プロポーザル終了後に破棄することにご同意の上、問合せください。 <問合せ先> 高岡市チェンジ推進課 メール：change@city.takaoka.lg.jp
4	仕様書	16	第3章 2 修繕業務	対象金額が130万円以下となっておりますが、よろしいでしょうか。 (他市事例で、地方自治法改正に伴い200万円以下まで引き上げられているケースがあるため、確認させていただければと思います)	対象金額は130万円以下です。
5	様式5 共同 事業体構成届 出書	—	—	出資割合の記載欄がありますが、構成する事業体が任意団体となり、出資を伴わない場合は、記載は不要(斜線)と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	様式8 同種 または類似業 務受託実績書	—	—	共同事業体を構成して参加する場合は構成する事業者ごとに作成することとありますが、代表企業・構成企業の区分を記載する欄がありません。 いずれかのスペースに、どの区分の者が作成した書類かわかる記載があればよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	様式4・5・ 7・9	—	—	様式9においては代表事業者のみの押印となっておりますが、様式4・様式5・様式7は構成事業者の押印も必要となっております。 様式4・5・7についても、代表事業者の押印のみでよいと考えてよろしいでしょうか。	様式4・5・7については、代表事業者と構成事業者の押印をお願いします。
8	包括管理対象 施設一覧	—	—	伏木小学校、古府小学校、太田小学校の統合及び高岡西部中学校移転に伴う対象施設の変更によって変動する委託料も加味した予算設定と考えてよろしいでしょうか。	現時点で変動が予定される委託料を加味した予算設定となっています。 ただし、高岡市公共施設包括管理業務委託仕様書の6頁「21 業務期間中の対象施設の変更」のとおり、業務の内容と事業費の変更については本市と協議の上、決定します。

No.	資料	頁	該当箇所	質問内容	回答
9	別紙2 施設毎の維持管理業務別金額一覧	—	—	プロポーザル実施要領において記載のある「長期継続契約」の対象となる業務と、包括管理への編入予定時期をご教示ください。	「【別紙2】施設毎の維持管理業務別金額一覧」の対象業務と編入予定については、以下のとおりです。 ・施設No79-業務分類番号1-業務名称番号①②自家用電気保安工作物保安管理業務(R11.4編入予定) ・施設No95-業務分類番号2-業務名称番号①機械警備業務(R10.4編入予定) ・施設No33～65業務分類番号2-業務名称番号①消防用保守点検業務(R11.4編入予定)
10	別紙3 過年度修繕実績	—	—	今回設定予算55,000千円／年を超える年度が他多数ありますが、業務開始後、修繕費が不足する見込みとなった場合の対応方法及び追加予算の考え方をご教示ください。	原則、年度内で優先順位や緊急度を考慮いただき、予算範囲内での修繕の実施を想定しております。
11	別紙3 過年度修繕実績	—	—	能登半島地震に伴う復旧工事実績が確認されますが、今後生じる地震・風水害等の災害に起因する修繕についても修繕業務費の対象と考えてよろしいでしょうか。 対象外の場合、どこまでの対応を包括管理事業者に求めるのか、ご教示ください。	災害に起因する修繕も包括管理業務の対象とします。なお、災害の程度等に応じて、修繕の対象等について調整する場合があります。
12	その他	—	—	修繕業務実施時の見積徴取基準及び市承認フローを開示頂く事は可能でしょうか。	見積徴取基準については、高岡市公共施設包括管理業務委託仕様書の16頁「2 修繕業務」の高岡市契約に関する規則(規則第35号)第49条を参考にしてください。 市承認フロー(実施の判断)については「【追加資料】各業務フロー」を参考としてください。 ただし、承認フローについては、優先交渉権者と本市が協議の上、決定するものとします。 「【追加資料】各業務フロー」については市ホームページに掲載しましたので、ご参照ください。
13					
14					
15					
16					
17					